

# ひなたGAP解説資料



平成29年8月



## 1 本書の目的

本書は、ひなたGAPに取り組む方のひなたGAPへの理解を深めていただくことを目的に作成したものです。本書を参考に、より適正な農業生産に繋がっていただければ幸いです。

## 2 本書の活用方法

本書は、「ひなたGAP基準書」のそれぞれの項目毎に取組の目的や取組の例、注意事項等を整理しています。各項目で、どのように取り組めばよいのか分からない場合等に、本書を参照ください。

なお、本書に記載している取組は、あくまで例示です。このため、例示の方法以外の方法であっても、「ひなたGAP基準書」の適合基準を満たしていれば問題ありません。

## 3 ひなたGAP参考様式集

初めてGAPに取り組む方等がひなたGAPに取り組みやすくなるよう、ひなたGAPでは、記帳・記録の参考様式を整理しています。必要に応じて御活用ください。

なお、ひなたGAPの審査においては、「ひなたGAP基準書」の適合基準を満たす記帳・記録が確認できれば、様式は問いません。このため、既存の様式で、適合基準を満たす場合は、既存のものを使用ください。

## 4 参考資料

県では、本書以外にもひなたGAPの取組の参考となる資料を整理しています。

### (1) ひなたGAP参考資料「農業に関わる法令ガイド」

全ての農業者において共通に取り組まなくてはならない法令に関する取組を整理しています。

### (2) ひなたGAP参考資料「農作業安全対策編」

農作業事故のうち、特に死亡事故を含む重篤な事故に繋がる農業機械による事故を中心に、その注意点と対策について整理しています。

### (3) ひなたGAP参考資料「衛生管理・異物混入対策編」

農産物の取扱における有害微生物による食中毒や化学物質による農産物汚染、異物混入対策の防止等について整理しています。

# 目 次

1. 1	ほ場環境の確認と衛生管理	・・・	1
1. 2	知的財産の保護	・・・	5
1. 3	記録の保管	・・・	7
1. 4	生産計画	・・・	8
1. 5	GAPの点検	・・・	9
2. 1	危険箇所や作業の把握と対策	・・・	10
2. 2	機械等の適正な使用	・・・	11
2. 3	作業者の健康と作業従事者の制限	・・・	12
2. 4	服装及び装備	・・・	14
2. 5	機械等の整備・点検	・・・	16
2. 6	燃料の保管	・・・	17
2. 7	事故後の備え	・・・	18
3. 1	廃棄物の適正処理	・・・	20
3. 2	土壌の保全	・・・	22
3. 3	省エネ対策	・・・	23
3. 4	外来生物	・・・	24
3. 5	土づくりと適正施肥	・・・	25
3. 6	適正かん水	・・・	26
3. 7	適正防除	・・・	27
4. 1	作業者の衛生	・・・	32
4. 2	水の使用	・・・	34
4. 3	堆肥・肥料の使用	・・・	35
4. 4	農薬の使用	・・・	38
4. 5	資材・機材の衛生的な管理	・・・	47
4. 6	収穫・輸送・調製等の管理	・・・	48
4. 7	残留農薬検査とトレーサビリティ	・・・	52

【管理ポイント】

1.1.1 農地台帳や地図等を作成することで、面積や位置を明確にしていること

【適合基準】

ほ場地図(もしくは番地)、面積、栽培品目(品種)が明記された書類がある。

【取組の目的】

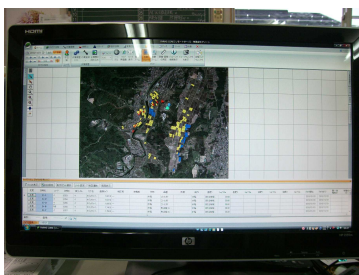
経営する農地の位置や面積を把握しておくことは、農業経営の基本となります。また、ほ場を識別できるようにしておくことで、ほ場毎に農薬散布や肥培管理等の作業を確認することができるようになり、農作業をする上でのミスを防ぐことに繋がります。

【取組例・注意事項】

- 農場や施設等の概略図を作り、そこに面積・栽培品目等を記載する
- インターネットサービスで地図をダウンロードし、面積、栽培品目等を記載する  
(整備する内容)
  - ①ほ場地図
  - ②面積
  - ③栽培品目(品種)



(農地地図)



地図データの保管

※ 情報の記録や整理は、パソコンを利用しても、手書きでも問題ありません。

## 【管理ポイント】

1.1.2 ほ場の過去の使用履歴を把握し、土壌汚染等の問題がないことを確認していること

1.1.4 工場排水や生活排水、堆肥や家畜糞尿の流入がないこと

## 【適合基準】

土地の使用履歴や土壌汚染の有無について確認している。

工場排水や家畜糞尿等の汚水が大雨時に流入しない。流入の恐れがある場合は、流入を防ぐための対策を講じている。

## 【取組の目的】

現在農地として使用している場所であっても、過去の使用歴によっては重金属や有害物質が土壌中に残留していることが考えられます。このような場合、作物の生育や場合によっては収穫物の安全性も懸念されます。このため、使用するほ場の使用歴を確認するようにします。

また、ほ場の周辺に工場や廃棄物投棄場、畜舎、堆肥舎等がある場合、大雨等の際に汚染された水がほ場に流入する可能性があります。汚染された水が流入した場合、そのほ場はもちろん、そのほ場で生産される農産物の汚染に繋がることも考えられるため、必要に応じて対策を講じます。

## 【取組例・注意事項】

- 使用している農地の過去の使用歴について周辺の農業者や行政機関等に確認します。
- 新しく農地を購入する場合は、これまでどのような営農が行われたほ場か、農地となる前はどのような用途であったかを確認しましょう。
- 確認した結果、汚染が懸念される場合は、重金属等の有害物質や残留農薬の検査を実施し、必要に応じて対応を行政機関等に相談します。
- ほ場周辺を確認し、工場や廃棄物投棄場、畜舎、堆肥舎等がないか確認します。
- これらの場所からの汚染水の流入が懸念される場合は、排水溝を設置する等の対策をとります。



工場排水に注意



ハウス近くの堆肥の流入に注意

【管理ポイント】

1.1.3 整理整頓し、農業生産に用いる資材やゴミ等が放置されていないこと

【適合基準】

ほ場の周辺には、不要な機材、資材や廃棄物（農薬容器、肥料包装、空き缶、吸いがら）が散乱していない。

【取組の目的】

農薬の空容器や不要になった肥料、機材などがほ場周辺に放置されていると、風雨等により、ほ場や農産物が汚染されるおそれがあるほか、思わぬ事故を招くことがあります。このため、ほ場の周辺はきれいな状態を保つようにします。

【取組例・注意事項】

- ほ場やほ場周辺に放置された不要物は廃棄し、整理・整頓された状態とします。
- 農薬の空容器や肥料、その他の資材を雨ざらしの状態に放置していない。
- 不要となった農業機械等を放置していない。
- たばこの吸い殻や空き缶等が散乱していない。
- ゴミの廃棄場所を指定し、日頃からゴミを分別して保管・廃棄するようにする。



× 廃棄物の放置



× 資材の放置



× 残渣の放置



× 残渣の放置



× たばこの放置



× 農業資材袋の放置

## 【管理ポイント】

1.1.5 ほ場やハウスには、ペットを持ち込まない他、野生動物の侵入を防ぐ措置を講じていること

## 【適合基準】

ほ場・ハウス内へのペットの持込の禁止、ハウス等の施設ではネズミ等の野性動物の侵入を防止する対策を講じている。また、野生鳥獣による被害が懸念される場合は、それらを寄せ付けないため、作物残渣を放置しない、防護柵を設置する等の対策を講じている。

## 【取組の目的】

動物のふん便等は、農産物の微生物汚染を招く可能性があるため、ほ場へのペットの持込や野生動物の侵入を防ぐ必要があります。また、近年野生鳥獣による農作物被害が増加していますので、安定的な農業生産のためにも侵入対策を行い、被害を防止する取組が必要です。

## 【取組例・注意事項】

- ペットを飼っている場合は、ほ場、施設に持ち込まないほか、家族や従業員などにもペット持込禁止であることを周知します。
- 野生鳥獣の侵入が懸念される場合は、防護柵や防鳥ネットを設置します。
- ハウスやネットの破れ等がない状態を保ちます。
- 電気柵の場合は、下草が繁茂したり、蔓が巻き付いたりすると漏電することがあるため、必要に応じて草刈り等を実施します。



× ペットの持ち込み



× 動物の糞便の放置



【管理ポイント】

1.2.1 登録品種等、他者の知的財産を侵害していないこと

【適合基準】

種苗は、正規に登録品種を購入することを基本とし、登録品種の無断使用や譲渡をしていない。

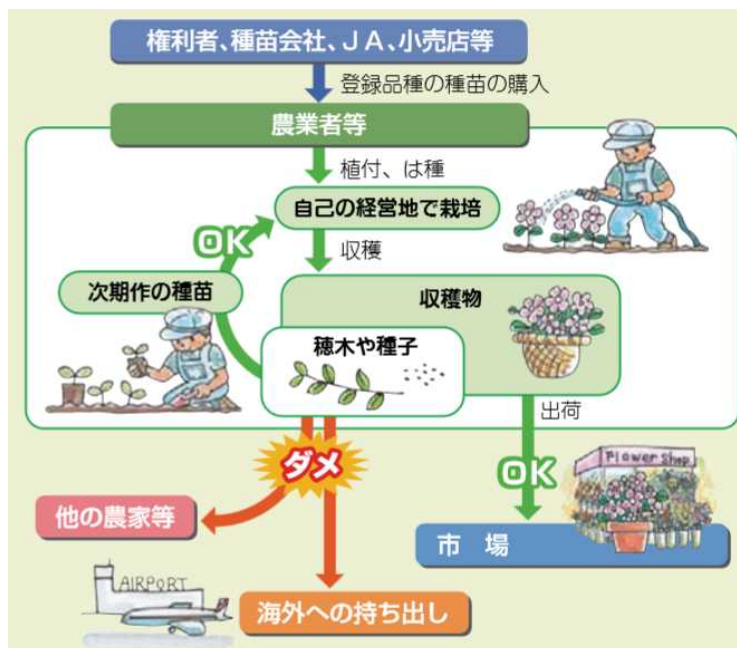
登録品種の穂木や種を権利者の許可なく譲渡していない。

【取組の目的】

登録品種の種苗を用いて増殖した種子や穂木を他の農業者等に渡す行為は、種苗法違反となります。

【取組例・注意事項】

- 種苗は正規のルートから購入します
- 自園で採取した登録品種の種子、穂木等を見学者や他の農業者に譲り渡さない（もらわない）
- 譲渡等を行う場合は、必要に応じて権利者から許諾を受けます



こんな場合は、権利者から利用許諾を得る必要があります。

- 栄養繁殖植物のうち、自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合（パパイヤ属、あじさい属など82種類）
- いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合
- 契約で自家増殖が禁止されている場合
- 自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合

## 【管理ポイント】

## 1.2.2 農業者自らが開発した知的財産を保護・活用していること

## 【適合基準】

農業者が開発した技術・商標は、活用手順について、権利化、秘匿、公開など、適切な選択をしている。

## 【取組の目的】

農業においては、これまで様々な技術やノウハウを農業者が開発してきました。しかし、これらの技術の多くは、権利化されずに共有されてきました。これらの技術を「知的財産」として認識することで、農業経営や販売における戦略上有利なものとなる可能性があります。

## 【取組例・注意事項】

農業において、新たな技術やノウハウを開発した場合は、経営戦略や販売戦略の上から、どのような手段を用いるかを検討します。

- 権利化 : 特許権又は実用新案権を取得
- 秘 匿 : 開発者（個人・団体）のみで利用することとして、公にしない
- 公 開 : 刊行物等に公表する、他者に教える

※ いずれの手段を選択するかが決まるまでは、技術やノウハウを他者に知られないようにすることが必要です

【管理ポイント】

1.3.1 種子・苗、肥料、農薬等農業資材の購入伝票を保管していること

1.3.2 記録・帳票類を適切に保管していること

【適合基準】

種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保管している。

農産物の出荷等に関する記録については出荷先、出荷日、数量、ほ場の特定ができるもの（出荷伝票でも可）を1～3ヶ年保管している。

農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。

【取組の目的】

農業生産活動に関する情報を後で確認するため、種子・苗、肥料、農薬等の農業資材の購入伝票や出荷伝票、その他の各種記録は必要な期間保管するようにします。

購入伝票は保管しておくことで、購入した資材に万が一不具合があった場合等にその責任の所在を明らかにする助けとなる他、経費として計上する際の証拠となります。

また、出荷に係る記録や出荷伝票については、出荷物に事故が生じた際等にその事故の原因究明に役立ちますので、しっかり必要な期間保管します。

【取組例・注意事項】

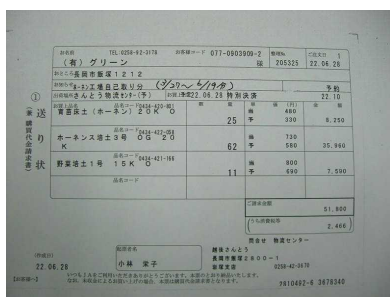
○ 農業資材を購入した際の伝票や領収書等は、必ず保管します。

（最低1年間は保管）

○ 種子・苗等については、生育不良などの不具合が生じた際に適切な対応がとれるよう購入ロット等に関する情報も保管するように務めます。

○ 出荷等に関する記録を最低1年間は保管するようにします。また、出荷物がいつ、どこに、どの位の量、どのほ場から出荷されたものか特定できるよう記録を保管します。

※ 出荷伝票等の保管でも可ですが、ほ場が複数ある場合等は、どのほ場から出荷されたものか分かるように記録を付けます。



肥料購入伝票

農業経営に係る購入伝票、領収書等は、確定申告においても必要な書類となるため、しっかり保管しましょう。

## 【管理ポイント】

1.4.1 生産計画を立て、その計画に基づいた取組を実施していること

## 【適合基準】

以下の項目を含んでいる計画があること。

①作付ほ場 ②作付品目 ③収量 ④作業計画 ⑤収穫時期

産地で作成された栽培暦等がある場合は、栽培暦等をもって④、⑤に替えることができる。

## 【取組の目的】

ほ場の利用や作業の内容、作業スケジュール等、計画を立てることは、農作業における危害要因を明らかとするための基本的な取組となります。生産計画を基に、取組のルールや手順書を作成し、これに従った取組を行うこととなります。

## 【取組例・注意事項】

- 生産計画を立てる上では、産地や農業者の単位で、農場を利用する計画を立てた上で、ひなたGAP基準書の項目を基に、リスク評価の結果を踏まえ、取組の手順やルールまたは点検項目を策定します。
  
- 団体等で取り組む際には、団体事務局と個々の農業者との間で、取組の内容の役割分担をすることができます。この場合は、団体事務局は、農業者が取り組む内容を整理し、ルール等を決め、周知することとなります。

## 【管理ポイント】

## 1.5.1 ひなたGAPの点検を実施していること

## 【適合基準】

自己点検もしくは、生産部会や地域関係者との点検を実施している。  
また、点検の結果、不適合だった項目について、適合基準を満たすよう改善し、是正内容を記録している。

## 【取組の目的】

自分の農業の状態を改善していくため、自分がどの程度宮崎県版GAPが求める取組を実施できているか確認することが必要です。また、GAPの取組は、自分が適正に出来ていると思っても、自分では気づくことができていない点があります。このため、自分以外の他者に点検してもらうことで、より良い状態に繋げることができます。

## 【取組例・注意事項】

- 最低でも年に1度は、GAPの取組が実施できているかを確認し、不適合だった項目については、どのように改善するか(是正内容)を記録し、実際に改善に向けた取組を実施します。
- 点検を行った日や、点検の結果是正する内容などを記録したものは、必ず保管するようにします。
- JAの生産部会やグループで取り組んでいる場合は、県版GAPの点検を地域関係者や部会員（農業者）等、自分以外の他者と一緒に行います。
- 宮崎県版GAPの認証審査を受ける場合は、自己点検やJAの生産部会等での点検を行ってから、審査を受けることが必要です。



点検の様子

## 【管理ポイント】

2.1.1 ほ場やその周辺の危険な場所や機械作業を把握するとともに、事故の発生を軽減する措置を講じていること

## 【適合基準】

作業員や作業員以外（来訪者含む）にとって危険な場所や作業、機械操作を把握し、事故を防ぐための対策、ルール、手順を文書化している、もしくは掲示物等で注意喚起をする等、事故を防止する対策を講じている。

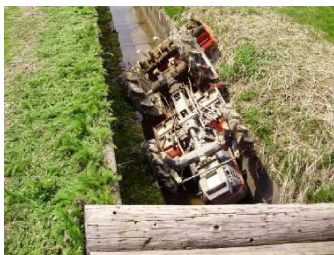
## 【取組の目的】

農作業は、自然の中で行うことや高所作業、農業機械作業等があるため、常に危険と隣り合わせです。このため、事故に繋がる危険性がある箇所や作業を把握し、事故が発生する確率を低くする取組を行うことが重要です。

## 【取組例・注意事項】

例えば次の手順で取り組みます。

- ① ほ場やその周辺の危険箇所や特に危険性の高い作業（機械作業等）を書き出します  
 (例) 一歩間違えると転落に繋がる傾斜がある場所での作業や高所作業  
 トラクタのアタッチメントの着脱 等  
 ※ これまでヒヤリとした体験や知人が危険な経験をしたといったことをもとに考えてみましょう
- ② 事故の発生を未然に防ぐために必要な対策を取り決め、実行します  
 (例) トラクタからの転落による重大事故防止 → 安全フレームの使用  
 崖からの転落防止 → 危険箇所であることを示す掲示  
 草刈り機による事故防止 → プロテクター、保護めがねの着用  
 農業機械の危険箇所 → 注意喚起の表示



危険箇所には、掲示等で危険であることを周知

※ 宮崎県GAPステップ1には、危険箇所や危険な作業等を記載しています。危険箇所や作業が思いつかない場合などは、こちらを活用してください。

また、農林水産省HPには、農作業安全に係る手順等の情報が掲載されていますので、参考にしてください。

農林水産省HP

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)

## 【管理ポイント】

2.1.1 農業機械等の機能、使用上の注意事項等を理解し、安全に使用していること

## 【適合基準】

- ①取扱説明書の内容を理解している又はメーカーの指導・助言を受けている。
- ②機械の目的外使用や改造はしない。特に安全装備は取り外さない。

## 【取組の目的】

農作業事故の多くは農業機械使用時に発生しています。また、農作業における重篤な事故や死亡事故についても農業機械使用時に多く発生しており、事故の発生を防止するためには、農業機械の機能や使用上の注意事項等をしっかりと理解し、安全な使用を心がける必要があります。

## 【取組例・注意事項】

- ① 農業機械の取扱説明書がある場合は、しっかり内容を理解した上で、説明書を保管します。中古での購入等のため、取扱説明書がない場合には、メーカーによる指導を受ける等により、機械の特性や安全な使用方法、危険な取扱の内容について理解するようにします。
- ② 農業機械の目的外使用や改造は、思わぬ事故に繋がる可能性があります。このため、農業機械の改造や部品の着脱等を自分の判断で行わないようにします。特に安全装備等は、取り外さないようにします。

※ 宮崎県GAPステップ1には、農業機械における危険な作業等を記載していますので、安全に使用するための参考にしてください。

## 【管理ポイント】

- 2.3.1 作業者の健康維持に努めている他、発熱や感染症への感染が疑われる場合は、作業を制限してること

## 【適合基準】

- ①作業者に体調不良時の報告を求める等、作業者の健康を把握している。
- ②定期的な休憩時間を定めている。  
\*夏季のハウス作業時等はこまめに休憩時間を定めていること
- ③発熱や感染症が疑われる場合は、休ませることを基本として、作業を制限している。

## 【取組の目的】

体調不良や休憩をとらないまま農作業を行うと、思わぬ事故を招くことに繋がることがあるため、作業者の健康維持・体調管理に努めることが必要です。

## 【取組例・注意事項】

- 作業者には、体調が悪い場合等は必ず作業前に申告するよう事前に周知します。
- 10時、12時、15時など、定期的な休憩時間を定め、長時間の作業を行わないようにします。特に夏季やハウス内での作業を行う場合は、こまめに休憩を取り、水分補給をするように努めます。
- 発熱や感染症が疑われる作業者が作業する場合は、作業者の安全のため、通常行っている作業でも体調が回復するまで制限します。例えば高所作業や機械作業、農薬散布作業等は特に危険が高まるため制限します。

## 〈 農作業安全のための指針（農林水産省）〉 \*抜粋要約

次の者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない又はさせないこと。  
また、それ以外の作業にあっても、必要に応じて作業の内容を制限すること。

- ア 飲酒し、酒気を帯びている者
- イ 薬剤を服用し、作業に支障がある者
- ウ 病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者
- エ 妊娠中及び産後一年を経過していない女性（特に、当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者。）
- オ 年少者
- カ 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く。）
- キ 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者



## 【管理ポイント】

2.3.2 機械作業、高所作業、農薬散布作業等の危険が伴う作業は、それに見合う力量がある作業者を定めていること

## 【適合基準】

以下の作業内容によって、作業従事者を定めている。

- 農薬散布作業
- 機械作業等
- 高所作業 等

## 【取組の目的】

農作業には、十分に知識・技術を有する者でなくては、様々な事故を招く危険な作業があります。特に農薬散布作業、機械作業、高所作業等は、危険を伴うため、十分な知識・技術を有する作業者が実施するようにします。

## 【取組例・注意事項】

- 農薬散布作業を行う作業者は、農薬の使用についての研修を受講する等、十分な知識を修得した者としてします。
- 農業機械作業については、必要な免許を所有している他、操作技術や安全使用についての研修を受講するなど、十分な技術・知識を有する者としてします。
- 高所作業を行う者は、農作業安全に係る研修会等に参加し、知識・技術の習得に努めます。
- 新規就農者や、知識・技術未習熟者は県等が開催する研修会や地域で開催される研修会等に積極的に参加するようにします。

**宮崎県等が開催する研修・資格取得研修等**

## ◆ 農薬関係の研修 ◆

地域における講習会・研修会その他、県では農薬使用者などを対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準の知識を有する方を農薬管理指導士として認定しています。

## ◆ 農作業安全に係る研修 ◆

年に1度、農業大学校等において、農作業安全研修（宮崎県農作業安全推進協議会主催）が開催されています。

このような研修には、積極的に参加するようにしましょう。

## 【管理ポイント】

2.4.1 農作業時は、事故防止等のため、適切な服装、装備を身に付けること

## 【適合基準】

- ①農作業時は、帽子・手袋等作業内容に応じた装備の着用をしている。
- ②機械や高所作業時は、それぞれの安全対策のための装備を装着している。

## 【取組の目的】

農作業事故に遭わないためには、意識的に気をつけることも大事ですが、その作業にあった服装や装備品を着用しておくことで、事故にならずに済む場合や軽い怪我や症状で済むことに繋がります。このため、作業毎に適切な服装、装備品を着用することは身を守るためには重要な取組です。

## 【取組例・注意事項】

- 熱中症防止のため、夏場等の暑い環境下での作業時は、帽子や汗を発散しやすい服装にする。
- 果樹の剪定作業等高所での作業を行う際には、滑りにくい靴を着用する。
- 刈払機を使用する場合は、飛散物が顔面に当たる危険性があるため、ゴーグル等の保護具を着用する。

## (着用する保護具の例)

ゴーグル、ヘルメット、安全靴、すねあて、作業手袋

- 巻き込まれ事故の危険性の高い作業では、袖口や裾が締まった服装をする他、巻き込まれやすいタオル等は着用しないようにする。



袖口が巻き込まれないよう注意



高所作業時は滑りにくい靴を

【管理ポイント】

2.4.2 農薬散布時は、ラベルに従った防護服・装備を着用していること

2.4.3 防護服は、着用後に洗浄し、収穫物の汚染や農薬による汚染の心配のない場所で乾燥させ、保管すること

【適合基準】

- 農薬ラベルに表示された防護服・装備（カッパ、ゴム手袋、ゴム長靴、ゴーグル、防護マスク等）を着用している。
- 防護服や装備は、使用の都度洗浄（洗濯）し、収穫物の保管場所や農薬汚染のない場所で乾燥させている。

【取組の目的】

農薬は、口から吸い込んだり、皮膚への接触等により、中毒症状等の事故に繋がることがあります。自分の身を守るために、防護服や装備を着用するようにします。

また、農薬散布時に使用した保護具は、そのままにすると収穫物等の汚染に繋がることがある他、人に危害を及ぼすこと等も考えらるため、その都度洗浄して保管することが必要です。

【取組例・注意事項】

- 使用する農薬のラベルの「安全使用上の注意」に表示されている保護具（農薬用マスク、不浸透性手袋、ゴーグル、防護服等）を着用します。
- 農薬散布後は、使用した保護具をその都度洗濯します。また、使い捨てのマスクは複数回使用せず、その都度廃棄し、新しいものを使用します。
- 洗濯した保護具は、収穫物の近くや農薬散布に使用する機械等に触れる場所では保管せず、事前に決めた保管場所で保管します。

**⚠ 注意事項を要チェック!**

- 製品ラベルに「注意喚起マーク」の表示がある場合は、マークの内容に従った保護具着用を厳守してください。
- 「安全使用上の注意事項」には、さらに詳しい説明があります。よく内容を確認してください。

**マスク着用**  
散布時は、農薬用マスク(防護マスク)を着用する。

**吸収缶付き防護マスク着用**  
薬剤処理作業の際は、吸収缶付き防護マスクを着用する。

**メガネ着用**  
散布液調製時から、保護メガネを着用し、薬液が眼に入らぬように注意。

**手袋着用**  
散布時は、不浸透性手袋を着用する。

**防除衣着用**  
散布時は、不浸透性防除衣を着用する。

**かぶれやすい人は使用禁止(カブレ注意)**  
かぶれやすい人は散布作業はしない。施用した作物などに触れない。  
※かぶれが気になる人は、散布の際に市販の保護クリームを塗りましょう。

## 【管理ポイント】

2.5.1 機械、装置、器具等は、使用前の安全点検と使用後に整備を行い、定められた場所で保管していること

## 【適合基準】

農業機械等は使用前に安全装備等を確認している。また、使用後は清掃・点検を行い、所定の場所を定め、保管している。

## 【取組の目的】

農作業における重篤な事故の多くは農業機械によるものです。農業機械による事故から身を守るためには、常に適正な状態で機械・器具を使用できることが重要であるため使用前の点検と整備をしっかりと行うことが必要です。

また、点検・整備をしっかりと行い保管することで、故障する頻度が減り、長期間使うことができるため、コスト低減にも繋がります。

小型の器具等は、保管する場所を予め定めることで、紛失等による無駄なコストの発生を防ぐことができます。

## 【取組例・注意事項】

- 機械導入時は、型式検査合格票又は安全鑑定証票の有無を確認をします。
- 機械・器具を使用する場合は、使用前に安全装備を含めた点検を行います。
- 使用後は、泥等の汚れを落とす等清掃し、きれいな状態を保つとともに、必要に応じて整備（簡単な整備）を行います。
- 法律に基づく点検は必ず受けるようにし、必要に応じて認定整備施設等で整備します。
- 小型の器具等についても、使用前の点検と使用後の清掃を行い、決められた場所で保管します。



型式検査合格票



農機具の整備

【管理ポイント】

2.6.1 燃料は適切な場所・方法で保管されていること

【適合基準】

- ①火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で保管している
- ②内容物に適した容器で保管している
- ③燃料の近くで火気を使用していない

【取組の目的】

ガソリンや軽油、重油等の燃料を保管している場合、流出等の事故の他、火災の危険性もあります。このため、法律に基づいた表示などはもちろんのこと、燃料の取扱には十分な注意が必要です。

【取組例・注意事項】

- 燃料を保管する場合は、部外者が立ち入らない倉庫内等で保管します。また、保管する容器は専用のものを使用するようにします。
- ガソリンはポリタンク等ではなく専用の容器で保管します。また、ガソリンは室温で気化するため、換気に気をつけます。
- 重油等を保管する場合は、「火気厳禁」等の表示をし、保管場所付近での喫煙は禁止します。
  - ※ 喫煙場所を事前に指定しておくことも有効です



指定容器で保管



× 燃料保管場所での喫煙



火気厳禁の表示

【管理ポイント】

2.7.1 必要に応じて労災保険に加入していること

【適合基準】

- ①常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。  
（常時5人未満の労働者を雇用する個人事業者を除く）
- ②必要に応じて、特別加入している。

【取組の目的】

法令（労働者災害補償保険法）により、労災保険に加入することが義務づけられています。また、労災保険は本来、労働社を対象とするものですが、加入義務がない農業者でも一定の要件を満たせば任意加入することができます。労災保険に加入していることで、万が一事故にあった場合でも保険給付を受けることができ、その後の生活を守る事が出来ます。

【取組例・注意事項】

○次に該当する場合は、労災保険に加入します。

- ・ 個人経営で労働者を常時5人以上雇用する場合
- ・ 個人経営で事業主が労災保険の特別加入をしている場合
- ・ 法人経営で労働者を1人でも雇用する場合

※ 任意加入の場合でも労働者の過半数が希望する場合や事業主が特別加入する場合(以下の場合)は強制加入となります。

○次に該当する場合は任意加入（特別加入）を検討します。

	要 件
特定農作業従事者	年間の農業生産物の総販売額が300万円以上または、経営耕地面積が2ha以上の規模で、農薬散布、農業機械作業等の特定の作業に従事する農業者
指定農業機械作業従事者	特定の機械を使用し、土地の耕作、開墾または植物の栽培、採取の作業を行う農業者 (特定の機械の例) 動力耕うん機、コンバイン、動力草刈機 等
中小事業主等 (農業)	常時300人以下の労働者を使用する事業主及び労働者以外で、農作業に従事する者

保険料や加入手続など詳細な内容を知りたいときは、最寄りの農協や労働基準監督署に問い合わせます。

【管理ポイント】

2.7.2 農作業事故発生への備えがあること

【適合基準】

- ①事故発生時の対応マニュアル及び次の緊急連絡先も併せて掲示している。  
救急、消防、警察、病院、電気、水道、ガス 等
- ②救急箱は、常に作業を行う場所の近くに備えている。

【取組の目的】

農作業事故はいつ起こるか分かりません。また、事故発生時は気が動転してしまい、いつもはあたりまえに出来ることが出来なくなることも多々あります。

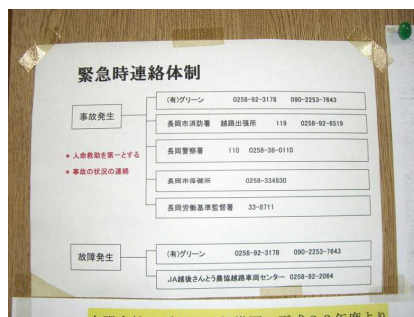
このため、日頃から事故発生に備えるとともに、対応手順や緊急連絡先等を掲示しておくことで、いざという時に的確に対応することができます。

【取組例・注意事項】

- ①事故発生時の対応手順、緊急連絡先等を掲示しておきます。  
救急、消防、警察、病院、電気、水道、ガス 等  
※ 自分の農場に関連する連絡先
- ②救急箱には、止血、消毒等の応急処置に使用するものを常備しておきます。また救急箱が事故が発生した際に身近な場所になくても意味がありませんので、家からほ場や施設が遠い場合等は、ほ場や施設にそれぞれ備えておくか、移動に使用する車に備えておくようにしましょう。



事故対応マニュアルや緊急連絡先の掲示



救急箱(医療セット)の常備

【管理ポイント】

3.1.1 生産工程で発生する廃棄物を減らす取組をするとともに適正に処理していること

【適合基準】

- ①病害虫の発生の懸念がない作物残渣は、ほ場への還元や堆肥化等を検討する。
- ②農業生産活動で発生したビニルや空袋等の廃プラスチックは分別し、適正に処理している。

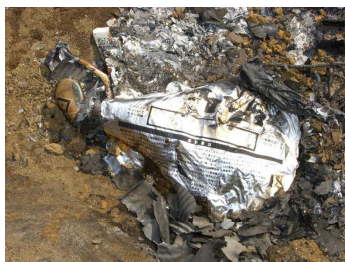
【取組の目的】

農業生産活動で生じた廃棄物の適正な処理については法令で義務づけられています。このため、決められたルールに基づいて廃棄することが必要です。

また、作物残渣等の有機物についても有効活用のため、リサイクルを検討しましょう。

【取組例・注意事項】

- ① 廃棄物の発生に備え、事前に地域で決められた分類毎にゴミ箱を設置する等、分別して廃棄するようにします。また、農業用ビニルやポリフィルム、タイヤ、肥料等のプラスチック容器、かん水チューブ等については、廃プラスチック適正処理対策推進協議会を活用します。
- ② 作物残渣等の有機物は、ほ場への還元や堆肥化を検討しましょう。ただし、作物によっては植物残渣がほ場に残ることで、病害虫の発生等が懸念されるものがありますので、このような作物では、ほ場等への還元はしてはいけません。



× 容器の野焼き



× 農業機械の投棄



× 農薬容器が野ざらし



○ 作物残渣のたい肥化



○ 廃棄物の分別



## 【管理ポイント】

## 3.1.2 廃棄物の野外焼却は原則行わないこと

## 【適合基準】

以下の場合以外の野焼き（野外焼却）を行わない

- 農業で生じた廃棄物(稲わら、剪定枝等)のうち、周辺住民への影響が小さく、環境への影響に配慮し、やむを得ないものとして行われるもの
- 畦などの枯れ草の焼却

## 【取組の目的】

法令により、農業生産活動により発生した廃棄物の不適切な焼却は原則として禁止されています。ただし、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる畦焼き等は認められる場合があります。

## 【取組例・注意事項】

- 原則野外焼却は行わず、廃棄物は適切な方法で処理します。
  - ※ 野外焼却について確認が必要な場合は、保健所に確認します。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」以外は廃棄物を焼却してはならないとされており、施行令において、焼却禁止の例外は「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの」とされています。
- 野外焼却を行う場合は、周辺住民への影響に十分気をつけ、必要に応じて事前に周知するといった取組をしましょう。また、畦焼き等は思わぬ事故に発展することがありますので、消防機関と連携を取り行います。



× プラスチックの野焼き



× 住宅付近での野焼き

## 【管理ポイント】

3.2.1 傾斜のあるほ場等、土壌流出・浸食が予測される場合は、軽減する対策を実施していること

## 【適合基準】

土壌の浸食が懸念される場合は、マルチングや排水対策、等高線栽培等の対策を講じている。

## 【取組の目的】

土壌の流出や浸食が起こると、作物を育てるための作土層が失われていくこととなり、作物の生育にも影響します。ほ場を適切な状態に保つため、降雨等で浸食が懸念されるほ場では、対策を講じる必要があります。

## 【取組例・注意事項】

- 傾斜のあるほ場では以下のような対策を取ります。
  - ・ 等高線に沿った畝立てを行う
  - ・ 浸食により生じた溝は速やかに修繕する
  - ・ 堆肥の施用等により土壌の透水性を改善する
  - ・ 梅雨時期等、多雨期にほ場が裸地とならないよう被覆作物の栽培や草生栽培を行う



○ 防風垣の設置

## 【管理ポイント】

## 3.3.1 施設・機械等の使用において省エネ対策を行っていること

## 【適合基準】

暖房機や農業機械等は使用前点検等を行い、エネルギー効率のよい状態で使用している。また、施設園芸等では必要に応じて重油消費を低減するための対策を行っている。

## 【取組の目的】

電力や重油等の化石燃料の消費は、温室効果ガスである二酸化炭素の発生に繋がります。また、不必要なエネルギー消費は、その分経費の無駄を生じるため、可能な限り省エネを心がけることが農業経営上からも望まれます。

## 【取組例・注意事項】

## ○ 農業機械の点検整備の実施

- ・ 農業機械を適切な状態に保つことで、エネルギー効率の良い状態を保つことができます。
- ・ また、不必要に高いエンジン回転数で運転しないようにします。

## ○ 施設園芸での取組

- ・ 暖房機等は毎年使用を開始する前に必ず点検整備を行います。
- ・ 冬期に高い温度を保つ必要がある品目では、ビニルの二重被覆やその他の保温資材の活用を検討します。

## ○ 施設・機械等を更新、導入する際は、エネルギー効率の高いものを優先的に導入するよう努めます。



○ 保温効果の高い資材の使用



○ ヒートポンプの導入

## 【管理ポイント】

## 3.4.1 特定外来生物を適正に利用していること

## 【適合基準】

セイヨウオオマルハナバチを使用する場合は、以下の取組を行っている。

- ①環境省の許可を取っている
- ②定められた基準や取扱方法に従った飼養管理をしている。

## 【取組の目的】

受粉等に使用するセイヨウオオマルハナバチは特定外来生物に当たり、逃げ出したりすることで、生態系に影響を与える懸念があります。このため、飼養にあたっては環境省の許可取得と適切な飼養管理が法令で義務づけられています。

## 【取組例・注意事項】

○セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は以下の取組を行います。

- ・飼養に関する環境省の許可を受ける（有効期間3年間）
- ・飼養施設での許可証の掲示
- ・巣箱の購入・処分日、巣箱数、相手方等を記録し、年に1回報告
- ・逸出を防ぐ措置  
ハウス開口部にネットを張る、外部との出入口を二重以上にする、  
使用後は確実に殺処分する 等

○日本在来種であるクロマルハナバチへの転換を検討しましょう。

詳しくは、こちらを確認してください。

「セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の申請を行う方へ(環境省)」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/maruhana.html>



セイヨウオオマルハナバチ



クロマルハナバチ

## 【管理ポイント】

3.5.1 堆肥等の有機物の施用により土づくりを行っていること

3.5.2 土壌診断や生育診断を実施し、診断結果に基づいた施肥を行い、 unnecessary 施肥は行っていないこと

## 【適合基準】

土壌環境の改善等を目的として、必要に応じて堆肥等の有機物の施用や緑肥作物の植付により土づくりを行っている。

必要に応じて土壌診断や生育診断を行い、診断結果や地域の栽培暦、施肥基準等を基に施肥を行っている。

## 【取組の目的】

土壌の物理性・化学性を適切な状態に保つことは、農業生産の基礎の基礎です。良い作物を育てるためにしっかりと土づくりを行うことが重要です。

また、必要以上の施肥は、作物の生育に直接害を与えるだけでなく、土壌の養分バランスを悪化させ間接的に作物の生育に影響を与える場合もあります。また、過剰な養分が地下水へ流亡し環境にも悪影響を与える可能性があります。

このため、土壌の状態や作物の生育状況をしっかりと把握して施肥等を行うことが重要です。

## 【取組例・注意事項】

- 完熟堆肥の施用や緑肥作物の作付等により、土壌の物理性・生物性・化学性の改善が期待されます。また、堆肥中の養分を把握することで肥料費の節減にもつながります。ただし下記の事項に気をつける必要があります。
  - ・ 未熟な堆肥を使用すると、窒素飢餓による生育不良、有害微生物の増殖や有害な有機酸による生育不良が発生する可能性があります。
- 定期的に（作付け前に）土壌診断を行い、土壌に残っている養分を把握し、必要な分だけ施肥を行います。
- また、リアルタイム診断や葉色診断等により、生育途中に生育診断を行い、適正な追肥を行います。
- 施肥基準等を参考にして、過剰な施肥を行わないようにします。



リアルタイム診断

## 【管理ポイント】

3.6.1 かん水や液肥施用が適切に行われるよう使用資材の点検を行うこと

## 【適合基準】

かん水がほ場全体に均一に行われるよう、使用する資材の点検を行っている。

## 【取組の目的】

土づくりや肥培管理によって、土壤環境を整えたとしても、水がない状態では植物は肥料分を吸収することができません。

このため、土づくり、適正施肥とともに、適切な水管理を行うことは非常に重要な取組です。

## 【取組例・注意事項】

- 作を開始する際には、かん水パイプ等の詰まりがないか確認するようにします
- 作の途中であっても随時かん水の状況を確認するようにします
- また、ほ場内で生育にバラツキがある場合には、かん水量にバラツキがあることも考えられます



点滴チューブの詰まりがないか等、作前、作中に確認しましょう。

【管理ポイント】

3.7.1 病害虫が発生・拡大しにくい環境づくりを行っていること

【適合基準】

ほ場やその周辺の除草、害虫の侵入防止、輪作、抵抗性品種を利用する等、病害虫が発生しにくい環境づくりを行っている。また、発生拡大を防ぐための対策を講じている。

【取組の目的】

ほ場やその周辺の雑草は、病害虫の発生源となります。除草や抑草、輪作や抵抗性品種の利用等により病害虫が発生しにくい環境づくりを実施するとともに、ほ場への侵入を防止する対策を講じることが重要です。

【取組例・注意事項】

- 輪作や対抗植物の利用、抵抗性品種を利用します。
- ほ場内や周辺だけでなく、地域で一斉に除草を実施するとより効果的です。
- 除草によって害虫が作物に移動しないよう、適切な時期に除草を行います。
- ほ場への病害虫の侵入を防ぐ対策としては以下の取組例があります。
  - ①防虫ネットの被覆
  - ②紫外線除去フィルムの利用
  - ③光反射マルチ資材の利用
  - ④ソルゴー等の障壁作物の利用



○ 抑草シートの利用



× 植物残さの放置



○ 地域での一斉除草

## 【管理ポイント】

3.7.2 病害虫の発生状況等を基にした適期防除を実施していること

## 【適合基準】

発生予察情報や日頃の観察等を基に、発生時期や害虫の生育ステージ等に応じた適期防除を実施している。

## 【取組の目的】

病害虫は、発生しやすい時期や農薬が効きやすい生育ステージがあります。発生予察情報やほ場の観察等を基に適期の防除を実施することが重要です。

## 【取組例・注意事項】

- 発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行います。
- 害虫の卵や蛹に対しては防除が困難であるため、害虫によっては一回の防除では十分な効果が得られない場合があります。害虫の成育に合わせた間隔で複数回の防除を実施します。  
例 アザミウマの場合、7日間隔で最低3回の防除が必要
- 病害では、予防を防除の基本とします。



予察灯



## 【管理ポイント】

3.7.3 化学合成農薬以外の防除技術の導入により、総合的な防除を実施していること

## 【適合基準】

農作物に被害を与える病害虫について、化学合成農薬以外の防除技術を含め、適当な技術を選択し、導入している。

## 【取組の目的】

化学農薬による人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減し、農業を取り巻く生態系のかく乱を可能な限り抑制するため、化学的防除以外の防除技術（物理的防除、生物的防除、耕種的防除）も適切に組み合わせて、総合的な防除を実施することが重要です。

## 【取組例・注意事項】

- 必要に応じて農薬や農薬以外の防除技術を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行います。
- 農薬以外の防除手段としては以下の取組例があります。
  - ①天敵、微生物農薬、性フェロモン剤等の使用
  - ②対抗植物の導入
  - ③ほ場やその周辺の除草、抑草シートの利用
  - ④防虫ネット、紫外線除去フィルム、光反射マルチ等の導入
  - ⑤障壁作物の利用
  - ⑥黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入等



対抗植物の利用



光反射マルチの利用

## 【管理ポイント】

3.7.4 農薬に対する耐性を生じないような防除を行っていること

## 【適合基準】

難防除病害虫等に対しては、同じ系統の農薬を連用せず、ローテーション防除を実施している。

## 【取組の目的】

近年、病害虫が農薬に対する抵抗性を獲得し、農薬が効かない病害虫が発生しています。これは、同じ農薬を連用または多回数使用することによって、ほ場にいる病害虫の集団の中にその農薬に対する抵抗性を有する病害虫個体が多くなるためです。

病害虫が農薬に対して抵抗性を獲得することを防ぐために、作用機構の同じ農薬の連用を避け、作用機構（系統）の異なる農薬によるローテーション防除を実施します。

## 【取組例・注意事項】

- 農薬は、その成分によって作用機構が異なり、この作用機構の違う農薬をローテーションで使用します。
- 異なる農薬であっても、作用機構が同じ場合があるため、注意します。
- 同じ作用機構の農薬の連用を避けるため、農薬を使用した量や時期について、ほ場ごとに記録を作成・保管します。

【管理ポイント】

3.7.5 天敵・微生物殺菌剤等は効果が持続する方法で使用する

【適合基準】

天敵を使用する場合は、適期に使用するとともに、天敵のエサとなる資材の追加等により、防除効果を維持するための取組を行っている。

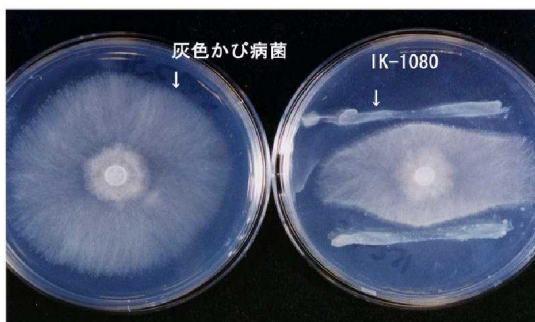
微生物殺菌剤等を使用する際には、効果的な使用方法を理解し、使用している。

【取組の目的】

天敵や微生物農薬は、化学農薬と比べて防除効果が弱く、化学農薬の影響を受けやすい資材です。使用する場合には、適切な時期に使用すること、農薬の影響を受けないような措置を講ずることが重要です。

【取組例・注意事項】

- 天敵や微生物殺菌剤は病害虫の発生を確認する前から使用することが必要です。
- 微生物農薬は、繰り返し散布してほ場内の被覆率を高くすることが重要です。
- 天敵を利用する際には、適正な草勢が維持されるように、草勢の管理には注意します。
- 天敵の防除効果を維持する方法として、紙コップを利用した放飼が行われています。



微生物殺菌剤は、予防的に使用  
※繰り返し使用することが重要



スワルスキーカブリダニの場合は、粃殻と黒砂糖等を紙コップに入れて、住みかを用意します。

【管理ポイント】

4.1.1 ほ場や作業場所から、通える衛生的なトイレや手洗い場があること。

【適合基準】

- ①ほ場や作業場所から通える距離にトイレ・手洗い場がある。
- ②トイレや手洗い場には、石鹼（消毒液）が設置してある。
- ③定期的な清掃がされ、衛生的に保たれている。

【取組の目的】

農業は、食品である農産物を生産する産業です。このため、農産物を衛生的に扱うことは当たり前には実施しなくてはならない取組です。大腸菌等は、人のふん便にもいることが知られており、衛生的な取扱を怠ると大腸菌等による汚染により、食中毒を誘引することにも繋がります。このため、トイレを衛生的に保つとともに、手洗い等を徹底することが必要です。

【取組例・注意事項】

- ①ほ場や作業場所から通える場所に衛生的なトイレ・手洗い場を確保します。手洗いに使用する水は、飲用適のもの（水道水等）とします。
- ②トイレや手洗い場には、石鹼や消毒液を設置し、食事の前後、トイレの使用後や青果物に触れる収穫作業を行う際には、必ず手洗いを行います。
- ③トイレや手洗い場を汚してしまった場合はその都度清掃する他、毎週〇曜日に清掃する等定期的な清掃に努め、衛生的に保ちます。

※ 手洗い場に、正しい手洗い方法を示すポスター等を掲示し、周知するとともに、手洗いを行うことを習慣づけることも効果的です。



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

出典：厚生労働省HP

## 【管理ポイント】

4.1.2 作業者自身の衛生を保つ取組を行っていること。

## 【適合基準】

作業者を介し、農産物への微生物的、化学的汚染が発生しないよう、作業者自身を衛生的に保つ取組を行っている。

例えば、清潔な服装や手袋の着用、作業前の手洗い等。

## 【取組の目的】

作業者が感染症に感染している場合や、農薬散布後や、堆肥の施用等、農薬や微生物に汚染される可能性が高い作業をした後等に、収穫作業等の農産物に触れる作業をすると、作業者によって農産物が汚染される可能性があるため、十分な注意が必要です。

## 【取組例・注意事項】

- 発熱や感染症の疑いのある作業者には、収穫作業をさせない、または収穫物を汚染しない対策を実施します。
- 家畜ふんや堆肥等、微生物汚染が疑われるものに触れた場合は手を洗って他の作業に移るようにします。
- 生鮮野菜、果樹類等の収穫時には、清潔な作業着や手袋を着用する

大腸菌など食中毒を誘引する原因菌等は、人畜のふん便、家畜排せつ物を原料とする堆肥等に含まれる他、土壌、水等にも含まれることがあります。

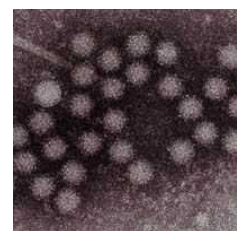
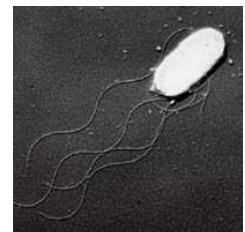
サラダや生食として食べられる野菜や果物は、加熱処理されないため、一度菌が付着してしまうと、いくら水洗いしても完全に除去することはほぼ不可能です。

このため、付着させないことが一番の対策となります。

野菜の衛生管理については、農林水産省が公開している「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」が参考になります。

農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_yasai/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)



【管理ポイント】

- 4.2.1 使用する水が水道水以外の場合、水源の安全性を確認すること
- 4.2.2 収穫後の収穫物の洗浄等に使用する水の安全性を確認すること

【適合基準】

- 使用する水の水源を確認している。また、安全性が疑われる場合は、分析を行うとともに、対策を講じている。
- 生鮮野菜・果実等については、収穫物の洗浄等に水を使用する場合は、飲用適（水道水は可）のものを使用する。

【取組の目的】

農業用水として使用する地下水等には、まれに有害な微生物等により汚染されていることがあります。汚染された水を農産物の洗浄等に使用すると、洗浄するつもりが農産物を汚染してしまう、ということになりかねません。

このため、使用する水の水源を確認するとともに、汚染の可能性がある場合は、分析や対策を講じて、安全性を確保することが必要です。

【取組例・注意事項】

- 営農活動において使用する水の水源を確認するとともに、汚染に繋がる危険性がないか確認します。
  - 地下水や河川の水については、毎年調査が行われており、宮崎県環境管理課が運営するホームページ「みやざきの環境」で公表されていますので、こちらが参考になります。

「みやざきの環境」HP

[http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/air\\_water/data/](http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/air_water/data/)

- 特に最終調整等に使用する水は、水道水等飲用適の水を使用するようにします。

検査結果報告書

株式会社 グリーン 殿

検査項目: 農業用水

検査日時: 2019年9月9日

検査場所: 2019年9月9日

検査結果: 2019年9月9日

検査項目	単位	測定結果	検査方法
pH	-	7.2	デジタル電極法
導電率 (25℃)	μS/cm	0.14	デジタル電極法
硝酸根濃度 (NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	mg/L	1.1	イオンクロマトグラフ法
亜硝酸根濃度 (NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> )	mg/L	0.4	<0.01 (イオンクロマトグラフ法)
アンモニア態窒素 (NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> )	mg/L	0.005	ナトリウムジクロロフルオロホスフェート法
亜硝酸態窒素 (NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> )	mg/L	<0.01	亜硝酸還元法
硝酸態窒素 (NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	mg/L	<0.01	亜硝酸還元法
全窒素 (TN)	mg/L	0.002	全窒素還元法-還元剤法
全リン (TP)	mg/L	<0.0001	モリブデン還元法
チロシン (Tyrosine)	mg/L	14	
チロシン/全窒素 (Tyrosine/TN)	mg/L	<0.1	
チロシン/全リン (Tyrosine/TP)	mg/L	3.7	
チロシン/全窒素/全リン (Tyrosine/TN/TP)	mg/L	3.1	
チロシン/全窒素/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP)	mg/L	10	
チロシン/全窒素/全リン/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP/TP)	mg/L	<0.1	
チロシン/全窒素/全リン/全リン/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP/TP/TP)	mg/L	30	
チロシン/全窒素/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP/TP/TP/TP)	mg/L	<0.1	
チロシン/全窒素/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP/TP/TP/TP/TP)	mg/L	1.0	
チロシン/全窒素/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP/TP/TP/TP/TP/TP)	mg/L	0.2	
チロシン/全窒素/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン/全リン (Tyrosine/TN/TP/TP/TP/TP/TP/TP/TP/TP)	mg/L	11	

(水の検査結果)

## 【管理ポイント】

- 4.3.1 堆肥は適正な工程で生産されたものを使用すること
- 4.3.2 人糞尿は、使用しないこと

## 【適合基準】

- 堆肥は、数日間高温(70℃以上)で発酵したものを使用し、外来雑草の種子混入や重金属等のリスクが小さいものを使用している。
- 人糞を肥料として施用していない。

## 【取組の目的】

十分な発酵がされていない堆肥には、死滅していない雑草種子が含まれることがあり、ほ場に使用するとこれまで発生したことの無い雑草が発生することがあります。また、未完熟堆肥は有害な微生物を含むこともあり、農作物が汚染される可能性が高くなります。このため、堆肥は完熟したものを使用することが重要です。

また、人糞尿は肥料として使用しないようにします。

## 【取組例・注意事項】

- 堆肥を購入する際には、その原料・工程を確認します。数日間高温（70℃以上）で発酵したものかを確認します。
  - \* 地域の畜産農家から購入する場合は、原料は何か、何日間発酵させているか、切り返しは十分に行っているか等を確認します。
- 購入の際には、臭いや見た目、触った感触で、十分に発酵したものか確認します。

## 【良い堆肥（十分に完熟した堆肥）の見分け方】



完熟した状態の堆肥



未熟状態の堆肥

- 悪臭がしない
  - 色が黒褐色～黒色で現物の形状がほとんど認められない
  - 強く握っても手のひらにあまりくっつかない
- 人糞尿は使用しません。
    - \* ただし、肥料取締法上の登録を受け、適切な工程を経て生産された汚泥肥料であって、微生物汚染等リスクが小さい使用は問題ありません。

## 【管理ポイント】

4.3.3 養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策をとっていること

## 【適合基準】

培養液の交換、衛生的な資材・機器の取り扱いにより、微生物的、化学的汚染を低減するための対策を講じている。

## 【取組の目的】

養液栽培システムで栽培される植物は様々な速度で栄養及び水を吸収し、再循環された養液組成を絶えず変化させています。このため、衛生的な面や作物の適正な成長のためにも培養液を適正な状態に保つことは必要です。

## 【取組例・注意事項】

- 養液栽培に用いるシステム（水供給システム）を適宜保守・清掃し、衛生的な状態を保つようにします。
  
- 養液栽培で使用される水は、頻繁に取り替えるか、再利用される場合には、微生物や化学物質による汚染を防ぐための対策を実施するようにします。



## 【管理ポイント】

## 4.3.4 肥料の使用について記録していること

## 【適合基準】

以下の内容が記録されている。

- ①施用日、②施用したほ場、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量

## 【取組の目的】

肥料の使用に係る記録については、法令上の定めはありませんが、肥料は、農作物の適正な生育のためにも欠かすことのできないものであり、環境保全の面からも適正な施用量を守ることは重要な取組です。

また、万が一、農薬の残留や食中毒等の事故が発生した場合、「記録」があることは、原因究明の手がかりとなります。

このため、宮崎県版GAPにおいては、肥料についても記録を付けることを求めています。

## 【取組例・注意事項】

- 施肥について、次の事項を記録します。
  - ①施用日、②施用したほ場、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量
  
- また、不必要な肥料成分を供給していないかを確認するためには、窒素等成分毎の供給量を把握しておくことも重要です。

## 【管理ポイント】

- 4.4.1 農薬は台帳により管理していること
- 4.4.2 期限切れ農薬は適正に処理していること

## 【適合基準】

農薬の入出庫は、台帳により管理されている。  
使用期限を超過した農薬等、廃棄するものは、販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。

## 【取組の目的】

農薬は高価な農業生産資材です。このため、期限切れの発生などにより無駄なコストの発生を防ぐためにも、在庫をしっかりと管理しておくことが望まれます。

また、農薬管理台帳を付けておけば、もし残留農薬事故が発生した際等に、農薬使用記録と台帳を照らし合わせることで、誤使用の有無を確認することができます。

## 【取組例・注意事項】

- 農薬管理台帳を作成し、農薬の入出の際には記録をするようにします。
- 3ヶ月に1回等といった形で、定期的に棚卸を行い、管理台帳と実際に保管されている農薬に齟齬がないか確認します。
- 有効期限が切れた農薬は、誤使用を防ぐため、廃棄するまでの期間、他の農薬と分けて保管するようにします。
- 廃棄の際には、販売店やJA、産業廃棄物処理業者等に相談し、廃棄します。

## 【農薬管理のポイント】

沢山の農薬を保有していると在庫管理が大変です。また、有効期限切れの発生や誤使用の可能性も高まりますので、不要な農薬は処分し、保管する農薬数は最低限とします。

## 【管理ポイント】

## 4.4.3 農薬は適切な方法で保管されていること

## 【適合基準】

農薬の保管については、下記の項目を満たしている。

- ① 鍵のかかる保管庫で保管
- ② 剤型別、種類別に保管し、粉剤を上段、液剤を下段に保管
- ③ 液剤はプラスチックトレイ等の容器で保管
- ④ 開封済みの農薬は、密閉して保管
- ⑤ 農薬は、購入時の容器のままで保管（ペットボトル等への移し替え禁止）

## 【取組の目的】

農薬の中には、人体に危険なもの他、環境汚染に繋がるものもあります。このため、農薬の保管は、盗難や紛失、漏出、さらには誤飲といった事故を未然に防ぐための取組をしっかりと行うことが必要です。

## 【取組例・注意事項】

- ① 保管庫は、施錠でき、容易に持ち運びできるものでなく、染みこまない素材のものを保管庫としましょう。（キャビネット等でも可）  
また、常に施錠し、鍵は他者が容易に持ち出せる場所に置かないようにするか、特定の管理者を定めて保管するようにします。
- ② 液剤を粉材の上段に保管すると、液剤が漏出し、粉剤にかかった場合、ガスが発生することがあります。
- ③ 万が一液剤がこぼれた場合でも漏出しないように液剤は、プラスチックトレイ等に入れて保管します。
- ④ 開封済みの農薬は、こぼれないよう二重三重に折り曲げ、クリップ等でとめて保管します。
- ⑤ 農薬は、誤使用や誤飲等の事故を防ぐため、購入時の容器で保管し、ペットボトル等飲料容器への移し替えは絶対にしてはいけません。



施錠できる保管庫



中身が飛び散らないよう管理



## 【管理ポイント】

## 4.4.4 ドリフト低減対策を講じていること

## 【適合基準】

- ①周辺ほ場へのドリフトを低減するための対策をしている
- ②農薬散布時に周辺住民への周知を行っている

## 【取組の目的】

自分のほ場で使用した農薬が、周辺ほ場の作物に飛散した場合、残留農薬事故の発生を招くこととなります。また、周辺に人家や通学路などがある場合、農薬散布が周辺住民とのトラブルに繋がることもあります。このため、ドリフトを低減する対策や周辺住民との日頃からのコミュニケーションが非常に重要となります。

## 【取組例・注意事項】

## ①ドリフト低減対策

- ・ 自分のほ場からのドリフトが懸念される隣接ほ場を確認し、そのほ場の栽培社と農薬散布に関する情報を共有します。
- ・ 飛散防止対策として次のような対策を取ります。  
隣接ほ場の近くでは、自分のほ場に向かって農薬を散布する。  
ドリフト低減ノズルを使用する。  
早朝など風の弱い（ない）時間帯を選んで散布する。  
ほ場とほ場の間に緩衝帯を設けるか、ソルゴー等により飛散の“壁”を作る。

## ②周辺住民への周知

- ・ 農薬を散布する際は、事前に周辺住民に農薬を散布する旨を伝えます。
- ・ 通学路等がある場合は、子どもの通学時間は散布しないようにします。



ドリフト低減ノズルの利用

## 【管理ポイント】

## 4.4.5 農林水産省登録農薬又は特定農薬以外は使用しないこと

## 【適合基準】

農林水産省の登録のある農薬及び特定農薬以外は使用していない。特に、肥料等の農業資材で病害虫に効果がある等と表示されたものは使用していない。

## 【取組の目的】

特定農薬及び登録農薬以外の農薬を使用することは、農薬取締法違反となることはもちろん、残留農薬事故の発生にも繋がることがあります。特に、登録農薬以外の肥料等の資材で、病害虫や雑草の防除等の農薬と同等の効果をうたうもの等は無登録農薬であるため、使用してはいけません。

## 【取組例・注意事項】

- 農薬を購入、使用する際は、「農林水産省登録番号」の表示を確認する。  
特に除草剤では、農林水産省登録番号の記載がない除草剤（非農耕地用除草剤）があり、これらは、農耕地に散布できません。



農林水産省登録番号を確認

### 非農耕地用除草剤

本剤は、非農耕地用除草剤です。農薬ではないので農作物等の栽培・管理に使用すると罰せられます。

農耕地に使用できない除草剤表示

- 特定農薬は以下の5種類の農薬のみ  
重曹、食酢、エチレン、  
次亜塩素酸（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る）  
地場（同一都道府県）で生育する動物（昆虫綱及びクモ綱に属する動物）
- 「〇〇という肥料を使用した害虫が死んだ」といったことを聞いたり、肥料等の商品のチラシ等に「〇〇病によく効きます」、「害虫が寄りつかない」といった表示をされているものがあつた場合は、無登録農薬（いわゆる疑義資材）である可能性を疑いましょう。購入・使用を検討する際には、登録農薬であるかを必ず確認します。

【管理ポイント】

4.4.6 農薬使用時は、ラベルの表示を確認し、正確に希釈・使用していること

【適合基準】

ラベルの表示を必ず確認し、使用時期、適用作物、希釈倍数、散布量等を守って使用している。また、土壌くん蒸剤を使用する場合は、揮散を防止するため、被覆を行っている。

【取組の目的】

農薬は、消費者の安全の確保や作物への薬害の防止、防除効果の確保のため、使用する作物毎に使用基準が定められています。使用者はこの基準を守り、使用することが必要です。また、使用方法を誤ると十分な効果が得られない他、残留農薬事故や農作業事故等にも繋がることがあるため、ラベルの表示内容に従い使用することは非常に重要です。

【取組例・注意事項】

- 農薬を使用する際は、ラベル等で使用基準を確認して使用する。
  - ・ 散布する作物、病害虫に適用
  - ・ 単位面積あたりの使用量
  - ・ 希釈倍数
  - ・ 使用時期
  - ・ 農薬（含有する有効成分の種類毎）の使用回数
  - ・ 使用方法（散布、混和）
- ※ 1つの農薬に複数の有効成分を含むことがあります。
- ※ 「最終有効年月」を過ぎた農薬は使用しないようにします

【適用病害と使用方法】

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用液量	使用時期	使用方法	〇〇〇を含む農薬の総使用回数
きゅうり	うどんこ病	500倍	100～300 リットル /10a	7日前	散布	3回
	灰色かび病	1000倍				



【効果・薬害等の注意】

- 吸湿すると固化したり、効果が低下したり・・・



【安全使用上の注意】

- 散布の際は農薬用マスク、手袋を着用する。

- 農薬を計量する際には、誤った希釈をしないための手順をとるようにします。
  - ・ 希釈早見表等を使用し、使用する薬剤の量を誤らないようにします
  - ・ 計量時は、専用のはかりや計量カップを使用し、計量せずに直接タンクに入れるといったことはしない。
- ※ 計量カップ等を使用せずに直接薬剤をタンクに投入すると、誤って多く入れてしまうといったことに繋がります。

## 【管理ポイント】

4.4.7 農薬は使用残が発生しないよう、必要な量だけ秤量していること

4.4.10 散布残液は、適正に処理していること

## 【適合基準】

散布後に散布残液が生じないように、栽培面積等に応じて、必要な散布量を計算し、秤量している。

散布残液は、規定の散布量を超えないことを確認して散布ムラに撒くか、作物や河川の汚染、人への危害を及ぼさない非農耕地に廃棄している。

## 【取組の目的】

環境への悪影響を防ぐために、農薬の散布残液が生じないように努める必要があります。また、農薬散布時に発生した残液を意識せずに処理すると、残留農薬事故の発生や河川や用水路への流出等、思わぬ事故に繋がることがあるため、ルールを決めて廃棄することが重要です。

## 【取組例・注意事項】

- 散布残液が発生しないよう、農薬ラベルや作物の生育ステージに応じて必要な薬液量を調整することを基本としますが、もし、ほ場全体に散布した後、薬液が残った場合は、散布ムラの調整に使用し、最後までほ場で使い切ります。
- 散布ムラの調整に使用した後、タンク内に少量の薬液が残ることがありますが、この場合は、事前に決めた薬液の廃棄場所に廃棄するようにします。

※ 廃棄場所は、ほ場や河川、用水路への流出の恐れがなく、かつむやみに人が立ち入らない場所としましょう。また、子どもや来訪者が近づく可能性が想定される場合は、農薬の廃棄場所であることを示す掲示をするようにしましょう。



農薬廃棄場所を指定

## 【管理ポイント】

4.4.8 農薬使用前には、散布機等防除器具の十分な点検を実施すること

4.4.9 農薬散布後は、散布機等防除器具を洗浄していること

## 【適合基準】

使用前には、タンク、散布機、ホース内に前回使用した農薬残液が残っていないことを確認している。

農薬使用後の洗浄方法を定め、薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等を十分に洗浄している。

## 【取組の目的】

残留農薬事故の発生の主な原因の1つが「散布機等の洗浄不足」であるとされています。散布機、タンク、ホース等の防除器具に残った農薬を次の散布時に誤って撒いてしまうことのないよう使用前の点検と使用後の洗浄を必ず実施します。

## 【取組例・注意事項】

○ 農薬を散布する前には、動力噴霧器、タンク、ホース等の防除器具を点検し、前回使用した農薬が残っていないことを確認します。

○ 散布機等防除器具は、洗浄方法を定め、使用毎に必ず洗浄します。

(動力式散布機の例)

- 洗浄用のきれいな水を入れた容器に吸水口側のホースを入れる
- 余水側のホースはタンクから外に出し、きれいな水を入れたタンクには戻さない
- 散布機を作動させて、散布機内部、ホース内に水を通す
- 余水口側のホースにも水を通し、洗浄する
- 薬液タンクやノズル、噴頭も十分に洗浄する。

※ 洗浄に使用した水は、農作物等に影響がなく、河川・用水路等に流入するおそれのない場所に廃棄しましょう（詳しくは次項参照）



ここ（空気室）に薬液が残ります

レバーを操作して加圧し、きれいな水を空気室内に通して洗浄します



## 【管理ポイント】

## 4.4.11 農薬の使用について記録していること

## 【適合基準】

以下の内容が記録されている。

- ①使用日、②使用したほ場、③使用した農産物、④使用した農薬の名称、
- ⑤使用量及び希釈倍率

## 【取組の目的】

農薬の使用記録を付けておくことで、農薬の使用回数の超過等の誤使用を防止することができる他、万が一残留農薬事故が発生した際にその原因を確認することができ、自分に非がないことを証明することができる可能性があります。

また、散布記録をもとに、より効果的な防除方法を検討することも可能となります。

## 【取組例・注意事項】

○ 農薬を使用する場合は、以下の項目を記録します。事前に、必要な項目を含んだ記入様式を作成して記録すると不足が生じません。

## ① 使用したほ場

複数ほ場がある場合は、ほ場毎に記録します。

※ ほ場毎の記録がない場合、どのほ場に散布したかが不明となり、誤使用を招く可能性があります

## ② 使用した作物名

使用した作物名を記録します。

## ③ 使用日

使用時期が遵守されているかを確認するため、使用した作物名を記録します。

## ④ 使用した農薬の名称

農薬の名称は、「〇〇水和剤」や「〇〇フロアブル」等、剤型まで記録します。

## ⑤ 使用量及び希釈倍数

使用量は、単位面積当たりか、ほ場面積当たりか分かるように記録します。

## 【管理ポイント】

4.4.12 農薬の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として適正に処理すること

## 【適合基準】

農薬の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。

## 【取組の目的】

農業生産活動によって生じる廃棄物については、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、それぞれ法律に従って処理する必要があります。農薬の空容器は、産業廃棄物に該当します。

また、農薬の空容器に農薬残液が残っていたりすると、保管方法によっては環境や農産物の安全にも悪影響を与える可能性があるため、適切な方法で管理する必要があります。

## 【取組例・注意事項】

- 農薬の空容器は、以下に注意して取り扱います。
  - ①空容器は、3回以上すすいで洗浄する。洗浄に使った水は、必ずタンク内に戻す。
  - ②他の用途に使用しない。
  - ③空容器の保管は、農作物や包装資材等と接触しないよう、指定の場所を決めて保管する。
  - ④農薬の空容器は、地域の回収サービス等を利用し、適正に廃棄する。



農薬の空容器は、洗浄した後、分別して廃棄するまで保管しましょう。

## 【管理ポイント】

- 4.5.1 農産物と接触する資材やトラクター等の農機具、器具類等を衛生的に保管・取扱・洗浄していること
- 4.5.2 資材の殺菌消毒、施設・機械類の清掃等について記録していること

## 【適合基準】

農産物と接触する可能性のあるトラクター等の農機具やハサミ等の収穫器具、収穫容器、運搬車両等は農産物の汚染に繋がらないよう取り扱い、汚れた場合には洗浄する等、衛生的に管理されている。

また、長期間保管する場合等は、屋内等の清潔な環境で保管する。

施設、機械類、農機具の清掃、資材の使用・洗浄・消毒に係る記録を付けている。

## 【取組の目的】

未完熟たい肥等、直接的に微生物汚染が懸念されるものだけでなく、農作業に使用するハサミ等の器具や運搬機器等が不衛生な状態で管理されていると、そこから農産物の汚染が発生する可能性があります。このため、これら資材について衛生的な管理を行うことが必要です。

## 【取組例・注意事項】

- 可食部に触れる収穫ハサミは、使ったその日に洗浄する等、衛生的な状態を保つためのルールを決め、管理します。
- 収穫容器(コンテナ等)は地面に直接触れないようシートを敷き、その上に置くようにし、汚れないようにします。
- 農産物の運搬に使用する車両等を汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使用した場合は、しっかり洗浄し、清潔なシートを敷く等、農産物が汚染されないようにします。
- 農業機械や収穫用コンテナ等の洗浄のほか、農産物取扱施設等の清掃を実施した際は、記録を付けるようにします。

## 【管理ポイント】

4.6.1 収穫・運搬時の汚染や異物混入に繋がる危険性を把握し、対策を講じていること

## 【適合基準】

収穫・運搬時の汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握しており、これを元に定められたルールがあり、実行されている。

ルールには以下の項目を含んでいる。

## ① 収穫時の汚染・異物混入対策

微生物・化学的な汚染、収穫時に使用する資材、土、出荷できない農産物、作物残渣等の混入、りんごの場合はパツリン(かび毒)汚染 等

## ② 運搬時の汚染・異物混入対策

微生物・化学的な汚染、運搬時の資材等の混入 等

## ③ 異物混入に繋がる細かな資材等の持込・使用・保管について

収穫作業時に使用する器具、筆記用具 等

## 【取組の目的】

収穫物として出荷される農産物は、食品として消費者の口に入るものです。不衛生な取扱によって食中毒が発生したり、異物混入によって事故が発生することがあります。このため、収穫から出荷までの工程に微生物の汚染や異物混入が起こる危険がないかを把握し、対策を講じることは、必ず実施しなくてはならない取組です。

## 【取組例・注意事項】

○ 収穫から出荷までの工程で、大腸菌等の微生物の付着や増殖、農薬等有害物質の付着、異物混入等が懸念される行為やモノについて書き出します。

○ 書き出された行為や物からの汚染や異物混入を防ぐための対策を考え、ルール化します。

※ 異物混入等については、日頃から目にする資材等が原因となるため、比較的問題点や対応策もわかり易いものです。しかし、大腸菌等の微生物は目に見えないため、まずは、どんなところに大腸菌等がいるのかを知ることが重要です。このため、宮崎県GAPステップ3や農林水産省が公開している「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」等を参考にしましょう。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k\\_yasai/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/)

## 【危険性の把握とルール作成の例】

**汚染が懸念される物**

収穫時に使用する収穫コンテナの汚れ

**汚染を防止するためのルール**

収穫に使用するコンテナは、他の用途で使用しない（専用とする）

収穫コンテナは、〇〇日に1度洗浄する

## 【管理ポイント】

4.6.2 農産物取扱施設での汚染や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること

## 【適合基準】

農産物取扱施設での汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握しており、これを元に定められたルールがあり、実行されている。

ルールには以下の項目を含んでいる。

- ①異物混入に繋がる機械の使用、資材の持込・使用・保管について
- ②飲食・喫煙・休憩場所について
- ③作業を行う人の衛生について（手洗い・服装・体調）
- ④訪問者の衛生について
- ⑤害虫等への対応について

## 【取組の目的】

農産物の調製・加工の工程における不衛生な取扱による食中毒や、異物混入事故が発生することがあるため、調製・加工の工程での微生物の汚染や異物混入の危険性を把握し、対策を講じる必要があります。

## 【取組例・注意事項】

- 農産物取扱施設での汚染に繋がるモノや行為について書き出します。

機械や物からの汚染等の他、人そのものや、人の行為(行動)によって汚染が生じないかも考えながら書き出します。異物混入については、これまでどのような事故があった(事故が起こりかけた)かを思い出してみるのも1つの方法です。

- 異物混入する恐れがあるものや、食中毒に繋がるような微生物汚染、農薬等による汚染を防止するため、ルールを定めます。

ルールづくりでは、以下の項目は含むようにします。

- ・ 異物混入に繋がる機械の使用、資材の持込・使用・保管について  
(例) 折れ刃カッターは使用しない(持ち込まない)
- ・ 飲食・喫煙・休憩場所について  
(例) 飲食・休憩は調製施設ではない場所を定める  
喫煙は、調製施設やほ場から離れた場所を定める
- ・ 作業を行う人の衛生について(手洗い・服装・体調)  
(例) 農産物に触れる前、トイレに行った後は、必ず洗浄液で手を洗う  
発熱・吐き気等の症状がある場合は、調製・加工作業は行わない  
農薬散布や肥料の散布等汚染が懸念される作業をした後は、着替えて農産物の調製作業を行う
- ・ 訪問者の衛生について  
(例) 調製・加工施設には関係者以外の訪問者を入れない

※ 必要に応じて掲示物などにより、周知をします。

## 【管理ポイント】

## 4.6.3 農産物取扱施設や包装資材等の保管は衛生的な状態となっていること

## 【適合基準】

- ①床は水はけがよい状態となっている
- ②定期的な清掃が行われている
- ③施設等には、ペットや野生動物が入らないようにしている
- ④施設等は、明るく、色の識別が出来る
- ⑤清掃用具は、破損しにくいもの、混入しても発見しやすいものを使用している
- ⑥包装資材は、汚れないような場所・方法で保管している
- ⑦廃棄物や不要物が放置されておらず、指定の場所で廃棄まで衛生的に管理されている

## 【取組の目的】

農産物の調製・加工施設が不衛生な状態だと、農産物が汚染される危険があらゆるところにあることとなります。また、包装資材が汚染された状態だと、農産物が汚染されることに繋がります。このため、集出荷施設を含む調製・加工施設、保管する包装資材等は、衛生的な環境にしておく必要があります。

## 【取組例・注意事項】

- ① 床は水たまり等がでにくく、水はけがよい状態となっている
- ② 定期的な清掃の実施  
「作業終了後は毎日清掃する」、「毎週月曜日は清掃の日」等、定期的に清掃し、清潔な状態を保ちます。
- ③ ペットや野生動物の侵入防止  
ペットの持込を禁止することはもちろんのこと、野良猫や野生鳥獣の侵入を防ぐための取組をします。「調製・加工施設のドアを開放しない」や「侵入防止のネットを張る」といったことが考えられます。
- ④ 十分な明るさを保つ  
異物の混入を確認するため、色を識別できる十分な明るさを確保します。
- ⑤ 清掃用具は破損しにくいもの、発見しやすいものを使用  
異物混入を防ぐため、清掃に使う器具は、小さな破片等が生じやすいものや農産物と近い色のもの等は使用しない
- ⑥ 包装資材は、汚れないような場所・方法で保管  
包装資材は、地べたには置かず、パレット等の上に置き、ほこり等を防ぐための布をかぶせる
- ⑦ 廃棄物や不要物は指定の場所で保管  
廃棄物や不要物は、分別して指定の場所で廃棄まで保管する

## 【管理ポイント】

## 4.6.4 収穫物は適切な環境で輸送・貯蔵していること

## 【適合基準】

- ①収穫物は、高温下に長時間放置せず、運搬時も適切な温度管理を行い、品質低下を防ぐための取組を行っている。
- ②貯蔵時は、貯蔵施設を清潔な状態、適切な温度に保ち、収穫物の品質低下、汚染を防止する環境となっている。

## 【取組の目的】

収穫物を高温下等の不良環境に放置すると、微生物の増殖に繋がる危険性がある他、品質の低下につながり、場合によっては事故品の発生にも繋がる可能性があります。また、貯蔵時も適切な温度で保管することで、収穫物の品質低下や汚染を防止することに繋がります。

## 【取組例・注意事項】

- 収穫物を保管する場合は、直射日光が当たる屋外や高温下に放置しないようにします。
- 低温保存の施設等では、施設内部を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないよう管理します。
- 輸送する際も温度管理には十分注意し、農産物の品質保持にとって適切な温度で輸送するようにします。



× 野菜を外に放置

## 【管理ポイント】

4.7.1 残留農薬検査による安全性の確認を行っていること

## 【適合基準】

残留農薬検査により、出荷する農産物の安全性の確認を行っている。

## 【取組の目的】

農薬の適正使用、ドリフトの対策等の取組をひなたGAPでは求めています。このため、適切な取組をできている場合は、農産物への農薬の残留の危険性は低い状態であると考えられます。しかしながら、何らかのミスやその他の要因により農薬が残留していることも考えられるため、ひなたGAPでは残留農薬検査を実施することを求めています。

## 【取組例・注意事項】

○ 農薬の残留検査は年1回は実施します。

複数のほ場を有する場合は、ランダムに抽出する方法でも問題ありませんが、農薬残留の危険性が高いほ場（例えば隣接ほ場からのドリフトが懸念されるほ場や過去に残留事故が発生したほ場、残留事故が発生しやすい品目）からサンプルを抽出するのも有効な方法です。

また、複数の農業者からなる団体等の場合は、全ての農業者からサンプルを集める必要はありません。

○ 残留農薬検査を実施した場合は、記録を保管するようにします。



【管理ポイント】

4.7.2 トレーサビリティの体制があること

【適合基準】

出荷した農産物がいつ、どこで収穫したものかを特定することができる。

【取組の目的】

出荷した農産物がいつ、どのほ場で生産されたものかを遡り追跡出来ること（トレースできる）ことは、取引先との信頼関係を築くために重要なことです。

万が一、残留農薬が確認された場合でも、その農産物がいつ、どのほ場で生産されたものであるかを速やかに特定することができれば、そのほ場から収穫した農産物の流通を止めるといった対応が速やかに取ることが出来る他、農薬の残留の原因を追求することにも繋がります。

【取組例・注意事項】

○ 出荷した農産物については、次の内容を記録します

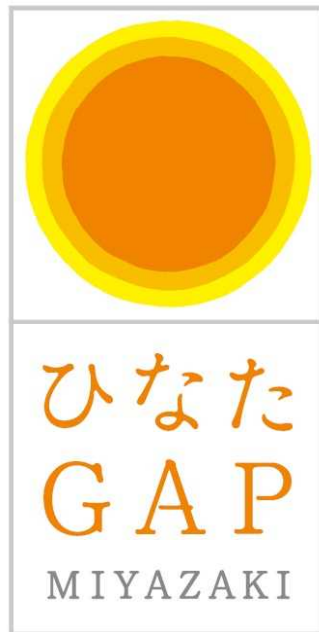
- ①品目 ②出荷日 ③出荷数量 ④出荷先 ⑤収穫日 ⑥ほ場の名称（番号）等

※ 出荷伝票等にこれらの項目を記載している場合は、きちんと保管しましょう



出荷伝票





宮崎県農業連携推進課  
技術革新担当  
TEL 0985-26-7126